

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
27 大阪府	203 豊中市	27203	7120905004218	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人豊中のぞみ会					
(8)主たる事務所の住所	大阪府	豊中市	蜜池東町1丁目1-10		
(9)主たる事務所の電話番号	06-6843-6666	(10)主たる事務所のFAX番号	06-6845-5327		
(12)従たる事務所の住所	(11)従たる事務所の有無 2 無				
(13)法人のホームページURL	http://toyonakanozomikai.or.jp/		(14)法人のメールアドレス	toyonakanozomikai@rondo.ocn.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成13年8月17日		(16)法人の設立登記年月日	平成13年8月30日	

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期		(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業					
高岡克行	R3.6.13	～ R.7.6	2 無	2 無	2
京都ノートルダム女子大学非常勤講師					
小笹彰三	R3.6.13	～ R.7.6	2 無	2 無	3
豊中のぞみ会後援会理事					
田端たみみ	R3.6.13	～ R.7.6	2 無	1 有	1
豊中親和会多機能型事業所みらい施設長					
林智嘉子	R3.6.13	～ R.7.6	2 無	2 無	2
刀根山地区民生委員					
山本隆志	R3.6.13	～ R.7.6	2 無	2 無	3
保護者					
宮崎知代	R3.6.13	～ R.7.6	2 無	1 有	3
(社福) 豊中きらら福祉会理事長					
森晶子	R3.6.13	～ R.7.6	2 無	2 無	3
(株) リクリエイト業務支援部長					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	15,175,406	2 特例無
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
星屋好武	1 理事長 R3.6.13 ~ 2025/6	令和3年6月13日	2 非常勤	令和1年6月20日	障害者団体会長	2 無
新田浩史	2 業務執行理事 R3.6.13 ~ 2025/6		2 非常勤	令和1年6月20日	当法人管理者	2 無
大矢寛治	3 その他理事 R3.6.13 ~ 2025/6		2 非常勤	令和1年6月20日	無職	2 無
宮地和美	3 その他理事 R3.6.13 ~ 2025/6		2 非常勤	令和1年6月20日	保護者	2 無
奥島勝敏	3 その他理事 R3.6.13 ~ 2025/6		2 非常勤	令和1年6月20日	施設職員	2 無
阿部恵美代	3 その他理事 R3.6.13 ~ 2025/6		4 その他	令和1年6月20日	施設職員	2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
迎和明	会社員	R3.6.13 ~ 2023/6	2 無	令和3年6月13日	3
石原和代	会社役員	R3.6.13 ~ 2023/6	2 無	令和3年6月13日	3
			6 財務管理に識見を有する者(その他)		

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	5	②常勤兼務者の実数	6	③非常勤者の実数	8
		常勤換算数	5.0	常勤換算数	5.5

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	

令和4年6月19日	7	4	2	令和3年度事業報告(案)の承認を求める件 令和3年度決算(案)の承認を求める件
令和4年11月26日	5	4	2	令和4年度上半期事業報告について 令和4年度上半期決算報告について のぞみ荘スプリンクラー設置工事完了に伴う経費支出について
令和5年3月25日	5	4	2	令和5年度事業計画(案)について 令和5年度予算(案)について 身体拘束等適正化委員会規程策定について のぞみ園・のぞみ荘運営規程改定について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和4年5月29日	6	2	令和3年度事業報告(案)の承認を求める件 令和3年度決算(案)の承認を求める件 令和4年度第1回評議員会開催について
令和4年11月20日	5	2	令和4年度上半期事業報告について 令和4年度上半期決算報告について のぞみ荘スプリンクラー設置工事完了に伴う経費支出について 令和4年度第2回評議員会開催について
令和5年3月11日	6	2	令和5年度上半期事業計画(案)について 令和5年度予算(案)について 身体拘束等適正化委員会規程策定について のぞみ園・のぞみ荘運営規程改定について 令和4年度第3回評議員会開催について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名

(2)監査報告により求められた改善すべき事項

(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称										
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)								
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)													
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積							
001	のぞみ園	00000001	本部経理区分	本部											
		大阪府 豊中市	豊中市蛸池東町1-1-10	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成13年8月17日	0	0							
		ア建設費					0								
001	のぞみ園	02130106	障害福祉サービス事業(生活介護)	のぞみ園											
		大阪府 豊中市	豊中市蛸池東町1-1-10	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成13年8月17日	20	4,375							
		ア建設費					0	0,000							
002	のぞみ荘	02130114	障害福祉サービス事業(共同生活援助)	のぞみ荘											
		大阪府 豊中市	豊中市今在家町23-15	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成14年4月1日	7	1,172							
		ア建設費					0	0,000							

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称										
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)								
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)													
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積							

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

実施事業についてはそれぞれの事業が利用者の個性や障害の特性に照らしたきめ細かな介護や支援となり、利用者一人一人のADLやQOLが高められ、喜びと満足のある魅力的な日中活動、夜間共同生活の場となるように努めました。又職員のスキルアップ、資質向上の為毎日が研修の機会と位置付け、職種別職域別の派遣研修の充実にも努めました。良質で安定した法人・事業所の管理運営となるよう、又利用者満足の向上と保護者の信頼の一層の向上の為取り組みました。

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑨(その他)	豊中のぞみ会チャリティコンサート	豊中市にある教会
	地域において低廉な価格でクラシック音楽を提供。普段は鑑賞することが難しい幼児も参加可能。	

1.2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1.3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無	
②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	1 有
⑤第三者評価結果	3 該当なし
⑥苦情処理結果	2 無
⑦監事監査結果	1 有
⑧附属明細書	2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費(円)	93,038,683
②施設・設備に係る公費(円)	6,844,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	496,186

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1.4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	01 公認会計士
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	大倉雄次郎
③業務内容	ウ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援
④費用[年額](円)	927,629

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<p>①利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。</p> <p>②掲示について、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていなかったため、掲示すること。</p> <p>③生活介護計画・共同生活援助計画の作成等について、サービス管理責任者は、生活介護計画・共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討しなければならぬが、アセスメントが行われたことが確認できなかった事例が見受けられたので、アセスメントが行われたことが確認できるようにすること。</p> <p>④生活介護計画の作成等について、サービス管理責任者が利用者面接し、アセスメントを行ったことが確認できなかった事例が見受けられたので、利用者面接しアセスメントを行った事が確認できるようにすること。</p> <p>⑤生活介護計画・共同生活援助計画の作成等について、サービス管理責任者は、生活介護計画・共同生活援助計画の作成後、生活介護計画・共同生活援助計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画・共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画・共同生活援助計画の変更を行わなければならないが、サービス管理責任者が適切にモニタリングを行っていることが確認できなかったため確認できるようにすること。</p> <p>⑥生活介護計画・共同生活援助計画の作成等について、サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に利用者面接することにより行わなければならないが、その面接が行われていることが確認できなかったため確認できるようにすること。</p> <p>⑦短時間利用減算について、前3月における事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所の平均利用時間が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上ではないということが確認できなかったため、確認できるようにすること。なお、誤って請求した者については自主返還すること。また、サービス提供を行った全利用者について、自主点検を行い、当該事例に該当するケース</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

については自主返還すること。 ⑧福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）について、常勤で配置されている生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が100分の35以上であることが確認できなかったため、確認できるようにすること。なお、当該加算要件を満たさない時期の算定については、自主点検を行い、自主返還すること。 ⑨重度障害者支援加算（Ⅱ）について、支援計画シート等が正しく作成されていない事例が見受けられたため、正しく作成すること。

②実施した改善内容

①法人の体制整備として、令和2年3月に「虐待防止委員会規程」を策定と同じ偶数月に委員会を開催することとした。施設内においては、防犯カメラを設置した。令和5年3月11日令和4年度第3回理事会において「身体拘束等適正化委員会規程」を策定並びに施行。令和4年度法人内部研修（障害者虐待防止に向けて）を4回実施した。 ②のぞみ園正面玄関エントランスに、掲示及び冊子を配置した。 ③生活支援員全員で、年度当初に作成された個別支援計画の見直しを行い、支援の過程で起きた本人の様子や状況を共有し個別支援計画書の作成に当たりました。個別支援ケース会議（毎月1回）個別支援計画中間見直し会議（9月）個別支援計画後期・総括会議（2月） ④③と同じ ⑤ご家族様、サービス管理責任者、ケース担当職員が年度当初に作成した個別支援計画の見直しを定期的に実施しました。また、その内容を記録として残し整備しました。個別支援計画中間見直し会議（9月）個別支援計画後期・総括会議（2月） ⑥⑤と同じ。ご利用者様の日々の様子などをサービス提供実績記録票を通して共有し個別支援計画に反映するようにした。 ⑦短時間利用減算表を作成しご利用者様の毎月の出席・利用時間のデータを記録・集計・管理することとした。その結果、誤って請求した月は無く、減算に当たる月はなかった事が確認できた。 ⑧職員の異動月から職員配置基準の見直しを行いました。確認のため障害福祉課事業所係の指導を仰ぎました。【相談】令和5年3月9日【結果】令和5年3月14日（Ⅰ）→（Ⅲ）になる。 【処理】令和5年3月15日、同配置等加算の変更届を提出した。過誤請求の申立申請も同時に行った。【対象市】豊中市・吹田市・大阪市。差額請求の金額が確定次第返金手続きを行いました。 ⑨個別支援計画、支援計画シート等を見直し、それに沿って正しく記録作成しました。

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入	2 無
② 中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入	1 有
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称